（参考様式）

**介護保険法第１１５条の４５の５第２項及び小山町介護予防・日常生活支援総合事業における**

**指定事業者の指定等に関する要綱第５条第２号の規定を満たす旨の誓約書**

平成　　年　　月　　日

小山町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

申請者

名　称

住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者

氏　名

申請者が以下の①、②の指定基準を満たす者であること及び申請者の役員等が③に該当しないことを誓約します。

また、指定を受けた場合は、当該基準に従って適正に第１号事業を行うことを、併せて誓約します。

|  |
| --- |
| ①介護保険法第１１５条の４５の５第２項 市町村長は、前項（指定事業者の指定）の申請があった場合において、申請者が厚生労働省令で定める基準に従って適正に第１号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。 ②介護保険法施行規則第１４０条の６３の６　法第百十五条の四十五の五第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。一　第一号事業（第一号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準イ　介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第二条第三号若しくは第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。ロにおいて「指定介護予防支援等基準」という。）に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準ロ　旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る基準又は指定介護予防支援等基準に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準ハ　平成二十六年改正前法第五十四条第一項第三号又は法第五十九条第一項第二号に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成二十六年改正前法第五十四条第一項第三号又は法第五十九条第一項第二号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準二　第一号事業に係る基準として、当該第一号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準（前号に掲げるものを除く。）③小山町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱第５条第２号第５条　町長は、第３条第１項に規定する申請があった場合において次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定を行わないことができる。（２）当該事業者が小山町暴力団排除条例（平成２４年小山町条例第３号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団員等であるとき。 |

|  |
| --- |
| 役員等名簿 |
| （ふりがな）氏　　　名 | 生年月日 | 　　　　　　　　 |
| 役職名・呼称 | TEL　　　　　　　　 　　FAX |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |

備考　当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入してください。